# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2018年10月30日 |
| 【会社名】 | 株式会社シルバーライフ |
| 【英訳名】 | SILVER LIFE CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　清水　貴久 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿四丁目32番４号 |
| 【電話番号】 | (03)6300-5629 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長　今尾　次郎 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区西新宿四丁目32番４号 |
| 【電話番号】 | (03)6300-5629 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長　今尾　次郎 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## 1【提出理由】

2018年10月29日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年10月29日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴う規定の新設並びに削除、文言修正等の整備及びこれら変更に伴う条数の調整、整備を行うものであります。

今後の事業範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）４名選任の件

清水貴久、戸井丈嗣、大瀬安昭、今尾次郎の４名を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役５名選任の件

片寄達哉、中谷顯嗣、清田滋、奥津泰彦、深町周輔の５名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第４号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とするものであります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１号議案 | 46,382 | 89 | - | （注）１ | 可決　99.73 |
| 第２号議案 | | | | | |
| 清水　貴久 | 46,380 | 91 | - | | 可決　99.72 |
| 戸井　丈嗣 | 46,380 | 91 | - | （注）２ | 可決　99.72 |
| 大瀬　安昭 | 46,379 | 92 | - | | 可決　99.72 |
| 今尾　次郎 | 46,195 | 276 | - | | 可決　99.32 |
| 第３号議案 | | | | | |
| 片寄　達哉 | 46,379 | 92 | - | | 可決　99.72 |
| 中谷　顯嗣 | 43,996 | 2,475 | - | （注）２ | 可決　94.60 |
| 清田　滋 | 46,465 | 6 | - | | 可決　99.90 |
| 奥津　泰彦 | 46,465 | 6 | - | | 可決　99.90 |
| 深町　周輔 | 46,465 | 6 | - | | 可決　99.90 |
| 第４号議案 | 46,376 | 95 | - | （注）３ | 可決　99.71 |
| 第５号議案 | 46,372 | 99 | - | （注）３ | 可決　99.70 |

（注）１．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数以上の賛成による。
３．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上